

感震ブレーカー設置に関する補助金の設置について

南伊豆町は、平成 30 年度より地震による住宅の出火及び延焼を居住者が自ら防止するため感震ブレーカーを設置する方に対し補助金を給付します。

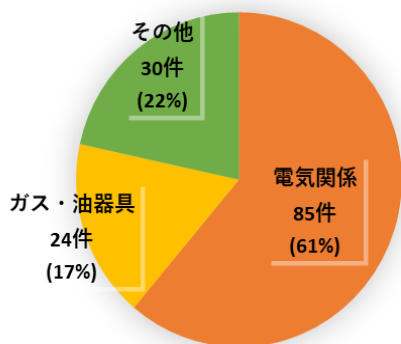
感震ブレーカーとは

一定規模以上の強い揺れを感知するとブレーカーを自動的に落として電気を止め、地震による停電が復旧したときなどに発生する電気火災を防ぎます。

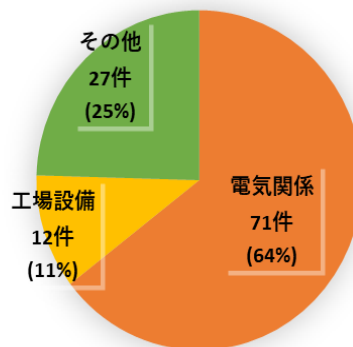
南伊豆町では、平成 30 年度より **木造住宅** への感震ブレーカー設置費用の一部を助成します。

大規模地震時に発生した火災（原因が確認されたもの）のうち、約 6 割が電気に起因する火災です。

阪神・淡路大震災（139件）



東日本大震災（110件）



※大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会報告書」より

感震ブレーカーの種類

分電盤タイプ（内蔵型）

既存の分電盤ごと取り替えて設置するタイプ。
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。



約 5 ～ 8 万円（別途工事費が必要）

分電盤タイプ（後付け型）

既存の分電盤に追加して取り付けるタイプ
接続されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。



約 2 万円（別途工事費が必要）

※他にコンセントタイプ、簡易タイプなどありますが、補助対象ではありません。

補助の対象、金額など

(H30 年度予算額 : 250 万円)

対象者	補助率・額	対象の感震ブレーカー
町内に住宅を所有し、又は居住している個人 (賃貸目的の住宅への設置については、当該住宅の居住者のみ)	感震ブレーカーの購入及び設置に必要な経費(税込)の2/3以内 (補助限度額は25,000円)	分電盤タイプであって、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造及び機能を有するもの。 (電気工事を伴います)
町内に一戸建木造住宅を新築する個人	一律10,000円	※コンセントタイプ、簡易タイプは、補助対象ではありません。

手続きの流れ

①申請書類受け取り

南伊豆町総務課防災係にて申請書類をお渡しします。

②工業者に相談

電気工事店等に設置器具、設置場所、費用等について相談します。

※新築の場合は、まず総務課防災係までご相談ください。

③申請書類の提出

申請書等を記入し、見積書及び設置場所の写真等を添付し、提出してください。

④交付決定書の受取

総務課より交付決定通知書が届きます。

⑤工事実施

交付決定書が届いたら、工業者に工事を依頼してください。

工事内容等を変更する場合は、必ず総務課防災係までご連絡ください。

⑥報告書の提出

工事完了後、実績報告書、施工前後の写真、領収書及び保証書の写しを提出してください。

⑦交付確定通知書の受取

総務課より交付確定通知書が届きます。

⑧請求書の提出

請求書の提出後、ご指定いただいた口座に補助金が振り込まれます。

※必ず工事前に補助金申請を行ってください(工事中、工事後の申請は対象外)。

問合せ先：南伊豆町総務課防災係 TEL：62-6211 FAX62-1119

soumu@town.minamiizu.shizuoka.jp